

事 務 連 絡  
令 和 6 年 9 月 5 日

不動産業界団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局  
不動産課

### 宅地建物取引業者による標識の掲示に関する取扱について

令和3年11月に、デジタル化の急速な進展が世界にもたらす根本的な構造変化、発展可能性の拡大を踏まえ、デジタル改革、規制改革、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造変革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的として、デジタル臨時行政調査会（会長：内閣総理大臣。以下「調査会」という。）が設置されました。

今般、第4回調査会（令和4年6月3日開催）において策定した「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（※）」に基づき見直し・点検を行う中で、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第50条第1項については、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表（令和4年12月21日第6回調査会）（※）」において、「書面掲示規制」に該当するアナログ行為を求める場合があると解される条項に当たるものとして盛り込まれたところです。

これを踏まえ、法第50条第1項の規定に基づき、宅地建物取引業者が、法第50条第1項の規定による事務所等及び事務所等以外の国土交通省令で定めるその業務を行う場所（以下「事務所等」という。）ごとに掲げる標識については、近年のIT技術の進展による情勢を踏まえ、消費者の利便性の向上のため、ウェブサイトを作成している場合は、事務所等における掲示に加え、当該ウェブサイト上での掲示が推奨される旨、貴団体の会員企業の皆様に対し周知いただきますようお願いいたします。

なお、ホームページ等インターネット上での公開を義務づける趣旨ではないこと、また、当該ウェブサイト上で掲示したことをもって、法第50条第1項の規定に基づく掲示の義務が果たされるものではないことについてご留意ください。

※「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」の掲載 URL

<https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research>